



葛西だより

第32号

平成20年度
(2008)



吉川市 新田用水路 (深井新田堰)

目次

- ◇理事長あいさつ.....2
- ◇平成20年通常総代会開催、平成18年度決算、平成20年度予算.....3
- ◇お知らせ〔総代選挙、出張所閉鎖、総代研修会〕.....4
- ◇水土里ネット葛西の活動 地域イベントへの参加 (中～下流部)5
- ◇ “ ” きれいな用水を届けるために.....6
- ◇葛西・羽生領島中領土地改良区連合について.....7
- ◇賦課金、決済金等について.....8

理事長あいさつ

葛西用水路土地改良区 理事長 井上直子



平成20年度の「葛西だより」の発行にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様や関係機関の皆様には日頃より本土地改良区の運営にご協力を賜り衷心よりお礼を申し上げます。

本土地改良区は、農業用水の一元的な管理による公平な水配分と安定した用水供給に日夜努力しておりますが、利根中央事業の完了後6年目を迎えた平成19年度の当初は、水源地の積雪が平年をかなり下回り、また春先の暖冬化傾向により、例年より早く消失してしまい、田植えや代掻き時の用水確保が心配されましたが、適当な降雨に助けられ、比較的安定した取水を実施することが出来ました。ちなみに今年度の葛西全域のかんがい用に使用された用水の取水量は2億1,786万トンで、許可水利権量の77%、対前年比105%となりまして、非常に効率的な水運用ができたのではないかと考えております。これもひとえに組合員の皆様の用水節減や番水等にご努力いただいた結果であると考えております。

さて、相変わらず米価の下落傾向が続く中、原油価格の異常な高騰や米国のサブプライム問題等が影響して不況感を増しておりますし、また、物価も上昇傾向が顕著になりつつあるなど、農業を取り巻く環境は一段と厳しくなってきました。

一方国は、厳しい国際情勢の下でも対応が可能な足腰の強い農業生産体制を構築することとして、従前の品目横断的経営安定対策であります『水田・畑作経営所得安定対策』や『農地・水などの資源や環境の保全向上を図るための対策』を進めております。葛西用水路土地改良区としても、このような施策の内容を十分理解した上で、埼玉県、関係市町、JA及び水土里ネットさいたま等と連携を図りながら、地域における積極的な役割を果たすために、組合員の皆様と共に努力していかねばならないと考えております。

また、本年3月31日を目途に水利権の更新作業を進めておりますが、農水省・埼玉県・水資源機構等のご指導ご協力を得て、関係組合員にご迷惑をかけることの無いよう、期限内更新手続を進めております。その外、旧二郷半領地域の賦課金についてですが、理事会及び旧二郷半領地域の役員・総代さんのご意見等頂き

検討した結果、反当たり500円値下げすることでご決定を頂きましたが、このことについて御理解を頂きたいと存じます。

次に、「古利根堰地区」が5年目の終了の年、「権現・幸手地区」が4年目で終了間近となっている『新農業水利システム保全対策事業』の完了を図る一方、新規事業として県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の導入を図ることを計画しており、新たに県の認可がなされる予定です。この事業はパイプライン実施地域の事業であり、県営農業用水合理化二次事業で造成された施設の機能診断、機能保全計画作成、計画に基づく対策工事等を一貫して実施するもので、国・県の補助対象事業であります。

米価の低迷が続く昨今は、農業を取り巻く状況も一段と厳しさを増しております。また、国・県・市町の予算編成を見ますと、引き続き緊縮財政中であり、本土地改良区も同様の考え方で予算を作成致しましたので、ご理解ご協力をお願い致します。

まず、一般会計予算の総額は8億1,100万円でございます。昨年度と比較いたしますと、7,200万円と大幅な減額となります。これは農業水利システム保全対策事業の「古利根堰地区」完了と「権現・幸手地区」4年目の年度事業費の減額に伴うものであります。このような特別な臨時的費用を除いた通常ベースの予算は、6億1,000万円で、前年比94.8%で3,360万円の減になります。主だったものは旧二郷半領地域の賦課金値下げにより東大場川の改修工事を一時中止すること、及び本年度定年退職による職員1名の減、その外支出の全体的な見直し等を図り減額したものであります。また、本年12月には総代選挙があり、その選挙費用等も新たに計上してございます。

経費節減を図ると共に新農業保全対策事業の「古利根堰地区」が平成20年度で完了すること等を考慮し、古利根堰出張所を3月31日を以て閉鎖いたしますので、ご理解ご協力をお願いしたいと存じます。

今後とも組合員の皆様方のご期待に沿った土地改良区の運営に力を尽くす所存でございますので、ご指導ご協力を重ねてお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝をお祈り申し上げまして挨拶とさせていただきます。

平成20年通常総代会の開催

平成20年2月29日(金)葛西用水路土地改良区総合管理所に於いて、平成20年の通常総代会が開催され、総代会議長島根信義氏(吉川市)の議事進行により、平成20年度予算(案)の議決について等、全26議案が原案どおり可決決定されました。

《総代会提出議案》

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 議案第1号 | 平成18年度決算等の承認を求めることについて |
| 議案第2～6号 | 平成19年度予算補正の追認を求めることについて |
| 議案第7号 | 農地転用に伴う除外について |
| 議案第8号 | 平成20年度賦課率及び徴収方法並びに決済金を定めることについて |
| 議案第9号～26号 | 平成20年度予算関連議案について |
| 報告 | 県有地の取得について |



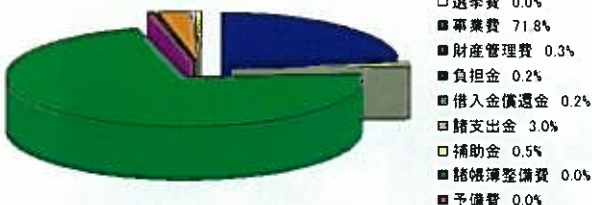
平成18年度一般会計収支決算

収入



収入合計 1,078,540,641円

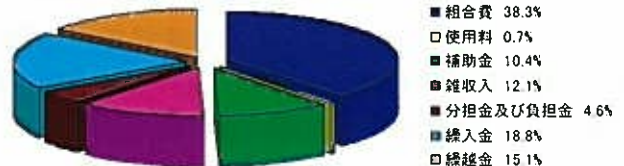
支出



支出合計 773,386,918円

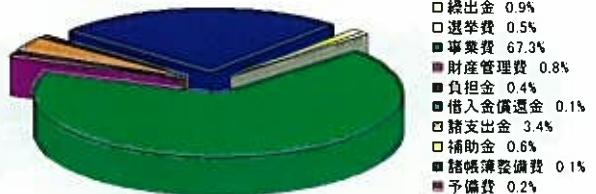
平成20年度一般会計収支予算

収入



収入合計 811,000,000円

支出



支出合計 811,000,000円

お知らせ

□総代選挙が本年12月に実施されます

現在の総代任期は平成21年1月17日をもって4年間の任期を終了する訳ですが、次期総代を選出するための総代選挙が今年の12月、公職選挙法に基づき、埼玉県選挙管理委員会により実施されます。また、平成21年3月31日をもって任期満了となる役員（理事、監事）の選挙が、来年2月下旬の通常総代会において実施される予定です。

◇総代及び役員定数（定款第8条、第16条）

| 選挙区 | 市 町 | 総代数 | 役員数 |
|-----|----------------------|-----|-----|
| 第1区 | 大利根町、加須市、鷲宮町、久喜市、幸手市 | 22 | 6 |
| 第2区 | 杉戸町、春日部市 | 21 | 5 |
| 第3区 | 松伏町、越谷市、草加市、八潮市 | 22 | 6 |
| 第4区 | 吉川市、三郷市 | 25 | 7 |
| 合 計 | | 90 | 24 |

□下流出張所が閉鎖されます

本土地改良区が平成13年10月、二郷半領と江戸川右岸の2つの土地改良区との合併以来、越谷市大吉の古利根堰管理所を下流出張所として運営して参りましたが、農業情勢の極めて厳しい中、土地改良区としても経費削減と業務の一本化を図るため、本年の3月31日をもって閉鎖することとなりました。なお、以後の業務につきましては全て本所で行うことになり、ご不便をおかけ致しますが、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

□総代研修会が開催されました

平成19年10月18日、19日の2日間、当土地改良区総代52名の皆様のご出席を頂き、総代研修会が開催されました。このたびの研修地は、山形県米沢市の「米沢平野土地改良区」を訪ね、当土地改良区でも最大の懸案事項である合併については、特に米沢平野土地改良区連合所属16土地改良区は、組織の整備強化を図り土地改良事業を適正かつ円滑に行うために解散し、新設合併の土地改良区を設立したという経緯があることから、その内容について詳細な説明を受けることが出来ました。また、現地視察としては山形県南部の米沢市を中心とした南陽市、川西町、高島町の2市2町にまたがる約9,000haの水田地帯の用水不足を解消するため、昭和43年より実施された国営かんがい排水事業により羽黒川上流刈安川に築造された「水窪ダム」を視察研修致しました。

水窪ダム



米沢平野土地改良区での研修



●● 水土里ネット葛西の活動 ●●

◇花に関する地域イベントへの積極的参加（中流部～下流部）

水土里ネット 葛西受益地区のほぼ中流部に位置する春日部市と松伏町では、「葛西用水路」は一級河川「大落古利根川」と名前を変え、春日部市内では市の中心部を流れ、松伏町では「古利根堰」で締め切られた水は大きな溜井を形成しています。この地域では河川の両岸に桜の木が植えられ、花の咲く時期には多くの市民が訪れています。また「古利根堰」上流溜井はへら鮎の釣り場として有名で、用水時期には多くの釣り人が釣りを楽しむ姿を見ることができます。



大落古利根川の桜（春日部市）



古利根堰（松伏町）（対岸は越谷市）

「古利根堰」から越谷市役所下流の「瓦曾根堰」までの間は「逆川」と呼ばれ、水路幅も狭くなります。上流部「新方川」を伏越する手前には、越谷市とオーストラリアのキャンベルタウン市の姉妹都市を記念して作られた「キャンベルタウン野鳥の森公園」があります。越谷市大沢から花田2丁目までの水路沿いは「逆川緑の道」として約3kmの散歩道が整備され、沿道には屋敷林のケヤキもあり、桜並木が整備されています。



逆川と野鳥の森公園（越谷市）



逆川沿いの緑道（越谷市）

「元荒川」を伏越して越谷市役所付近まで下ると、「瓦曾根堰」までの間、「逆川」は「元荒川」とほぼ並行して流れ、その二つの河川の間にある背割堤はチューリップや花菖蒲が季節毎に植えられ、散歩を楽しむ多くの市民の憩いの場となっています。「瓦曾根堰」の上流部は「瓦曾根溜井」を形成し、広大な水辺空間を創出しており、この景観はまさに「水郷越谷」と呼ぶにふさわしいものです。



葛西親水緑道の菖蒲（越谷市）



葛西親水緑道のあじさい（越谷市）

きれいな用水路を届けるために

本年は、管理水路「葛西用水路」「二郷半領用水路」「金野井用水路」「新田用水路」「幸房用水路」清掃を、管理活動の一環として実施しました。特に、「新田用水路」は、地元地域の皆さん、改良区役員・総代、ボランティア、職員が協力しながらの作業でした。



◀ 金野井用水路
コンクリート塊等



▶ 幸房用水路
マコモや粗大ゴミの除去



◀ 新田用水路
藻、粗大ゴミ 土のう袋約1400枚を使用しました。



▶ 二郷半領用水路



葛西用水路 橋脚に流着した塵芥
オートバイも6台捨てられていました



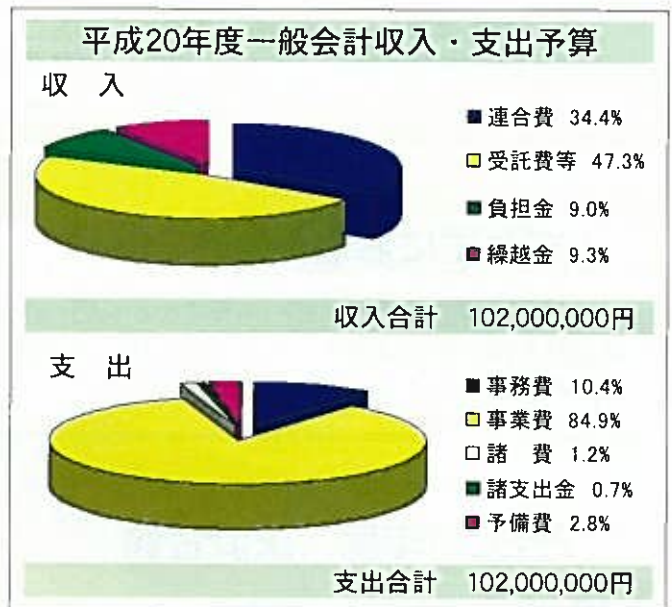
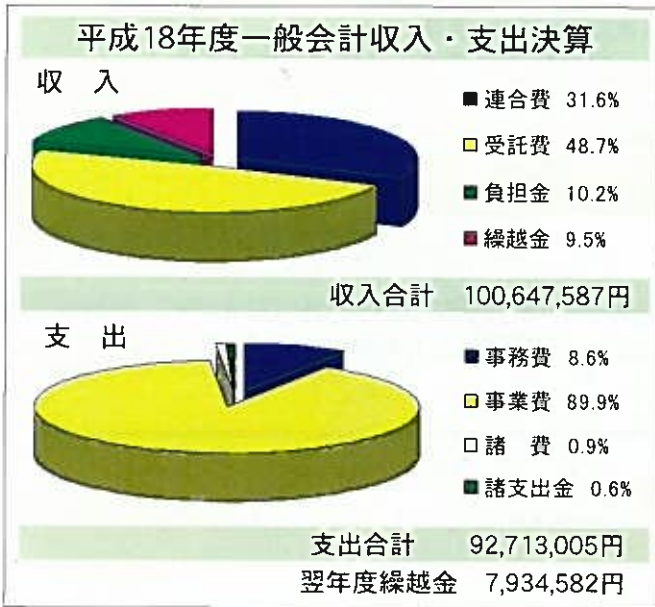
塵芥等集積状況

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

本土地改良区連合は、利根中央事業で整備された地域の農業用水を一元的に管理することによって、公平な水配分と安定した用水の供給を図るため、葛西用水路土地改良区と羽生領島中領用排水路土地改良区が合併するまでの過渡的な形態として、平成15年5月に発足してから、5年が経過し、6年目を迎えています。

平成19年度の全地域のかんがいに使用した用水の総取水量は、3億2百万トン弱程度で許可水利権総量の81%と、非常に効率的な水運用ができております。平成20年度は水源地である利根川上流域の積雪や降雨等に恵まれ、ダム群の貯水量も比較的安定した状況となっておりますが、用水は大切に使用し、節水にご協力をお願い致します。今後も地域全体の用水が安定的に供給出来るよう合理的な管理調整に努めてまいります。

平成20年2月21日(木)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました。



□平成20年度所属土地改良区の連合費賦課額

| 所属土地改良区 | 賦課額 |
|-----------------|-------------|
| 葛西用水路土地改良区 | 21,510,000円 |
| 羽生領島中領用排水路土地改良区 | 13,580,000円 |
| 連合費 総賦課額 | 35,090,000円 |

◇◇◇◇管内の基幹的な水利施設◇◇◇◇ 水資源機構が管理する幹線用水路

利根大堰より取水する埼玉用水路
(羽生市上新郷地内)



最大流量 約29.5m³/s

埼玉用水路より分水する葛西用水路
(加須市三俣地内)



(分水路) (本線水路)
最大流量 約3.9m³/s 約17.4m³/s
分水路・・合理的に配水するための副水路。

※これまでに紹介した基幹水利施設

- ①利根中央総合管理所 監視室 (平成17年度)
- ②金野井揚水機場 (平成18年度)
- ③二郷半領揚水機場 (平成19年度)

平成20年度組合費の額

| | |
|---------------------|------------------------------|
| ◇ 経常賦課金 | ◇ 畑地かんがい賦課金 (畑) 1㎡ 7.80円 |
| 葛西地区 (田) 1㎡ 4.90円 | ◇ 支線施設管理特別賦課金 (田、畑) 1㎡ 4.00円 |
| 江戸川地区 (田) 1㎡ 5.50円 | (パイプライン地区) |
| 二郷半領地区 (田) 1㎡ 6.24円 | |

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい！

土地改良区賦課金の口座振替は市町のご協力によって実施されています。
 口座振替をご希望の方は、当土地改良区（財務課）もしくは市町の税務課にお問い合わせ下さい。
 ただし、大利根町、加須市、草加市、八潮市分の賦課金については口座振替はご利用出来ません。

忘れずにお届けを！

賦課金の算定は、毎年1月1日現在の組合員の所有する農地面積が基準となっておりますので、組合員の資格を得た方又は喪失した方は、土地改良法第43条第1項の規程により『組合員資格得喪通知書』を土地改良区へ届け出る必要があります。

平成20年度 決済金額

| | |
|---|--------------------|
| ◇ 農地転用一時決済金 | 葛西地区 (田) 1㎡ 198円 |
| | 江戸川地区 (田) 1㎡ 110円 |
| | 二郷半領地区 (田) 1㎡ 146円 |
| ◇ 支線施設管理区域脱退金 (田、畑) 1㎡ 105円 | (パイプライン地区) |
| * 農地（水田）を農地以外に転用する場合は農地転用の届け出が必要になります。 | |
| * 転用によって農地が減ることになると、残った農地の組合員で土地改良施設等の維持管理の負担を負うことになります。そこで、組合員のみなさまの負担の公平を図るため、土地改良法第42条の規程により決済金を納めて頂くことになっております。 | |

公共事業の転用についても決済金がかかります

- * 公共事業（道路、公園、河川、建物等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務付けられています。【土地改良法第42条第2項】
- * 用地買収説明会、価格交渉、契約調印の際など、事業主体（買収者）と十分話し合い、決済金や組合費賦課金、転用手続き等に疑義が生じないようにお願いいたします。

組合員、面積の動向（平成20年4月1日現在）
 組合員数 16,719名
 賦課面積 5,902ha

《編集・発行》 葛西用水路土地改良区
 〒340-0144 埼玉県幸手市戸島2-155
 Tel 0480-47-3811(代) Fax 0480-48-2500
 URL <http://www.midorinet-kasai.or.jp>